

さいたま市・岩槻市合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、さいたま市・岩槻市合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、さいたま市・岩槻市合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、さいたま市・岩槻市合併協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会の会議に提案する事項及びこれに関する必要な事項について協議し、又は調整する。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事をもって組織する。

2 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(幹事長及び副幹事長)

第4条 幹事会に、幹事長及び副幹事長を置く。

2 幹事長は、さいたま市の政策企画部に関する事務を担当する助役をもって充て、副幹事長は、岩槻市の助役をもって充てる。

3 幹事長は、会務を掌理し、幹事会を代表する。

4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長が必要に応じて開催し、幹事長はその議長となる。

2 幹事長は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(報告)

第6条 幹事長は、幹事会の協議又は調整の経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第 7 条 幹事会の庶務は、規約第 1 2 条第 1 項に規定する協議会の事務局において処理する。

(その他)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 6 月 2 5 日から施行する。

別表（第3条関係）

団 体	職
さいたま市	政策企画部に関する事務を担当する助役 政策企画部に関する事務を担当する理事 総務局長 財政局長
岩 槻 市	助役 総務部長 市民部長 総務部参事